

令和6年3月18日

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」及び
「環境省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措
置を定める省令の一部を改正する省令（案）」
に関する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」及び「環境省関係構造改
革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一
部を改正する省令（案）」について、令和6年1月25日（木）から令和6年2月25日（日）まで御意見
を募集したところ、別紙一覧の左欄のとおり2件の御意見を頂きました。これに対する考え方は右欄の
とおりです。

御協力いただきありがとうございました。

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL:03-5521-9274
電子メール：hairi-sanpai@env.go.jp

【別紙】

御意見の概要及びこれに対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>○ 規則新旧について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 2枚目の1行目「削り」は表に該当箇所がないのでは？・ 2枚目の表の改正前欄の「新設」は「新たに追加する」のほうがよい。2枚目の2行目の例と同様に。	<p>御指摘の記載はいずれも、これまでの各種環境省令における記載方法と同様のものであり、原案のとおりといたします。</p>
<p>○ 省令新旧案文の2頁の3行目「新たに追加」は表に該当箇所がないのでは？</p>	